

## 寺川建設工業株式会社 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年11月1日～ 令和8年10月31日までの 3 年間

### 2. 内容

目標1：令和5年11月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

#### <対策>

- 令和5年11月～ ノー残業デーの実施  
文書での社員への周知  
(毎週土曜日)

目標2：産前産後休業、育児休業給付、育児中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

#### <対策>

- 令和5年11月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和6年1月～ 制度に関するパンフレット等を掲示